

南朝時代の江南豪族について

大川富士夫

はじめに

六朝時代の江南社会は、華北に比してなお、未開発な後進地域であった。江南の経済開発が進み、華北を凌ぐ先進経済地域となるのは8世紀中葉以降であるから、いわばこの期間の江南社会はそのための開発途上の段階にあったともいえる⁽¹⁾。

後漢末以降の急速な江南の開発は、華北の政治的混乱を避けて数次にわたって南遷した漢人に負うところが大きい。それは単に農業労働力や先進的農耕技術の移入という経済面だけでなく、華北の文化と社会体制をともなう植民的開発である。私は、3世紀の吳王朝治下にみられた士大夫社会や4世紀以降の東晋貴族制は、三国時代以前に江南に入植定住した漢人すなわち江南豪族が、江南社会の開発過程でみずから手で開花させた華北中原文化である、と考えている⁽²⁾。

ところで江南豪族が江南社会に華北の文化社会を育成することは、自分自身を中原に対してローカルな地位に置くことになる。吳郡の名族としての自負から、西晋の中央士大夫に対して対等の意識をもっていた陸機兄弟が張華ら西晋名族の前に膝を屈せざるを得なかつた所以である⁽³⁾。六朝時代の江南豪族に用いられた南人・南士という呼称は、ほぼ吳王朝の旧領である揚州・荊州・交州・広州に本貫と本拠をもつものをさす⁽⁴⁾が、「南風競わず」といわれるよう、それは北人が南人に優越していたことを示すものである。たしかに、南人・北人の呼称は地縁的なものであるが、南人・北人の区別は必ずしも南北士人の地縁的対立を意味するものではない。矢野氏も、東晋時代に南人北人が協力関係にあったことを例証されるように、南人でも教養や徳望のある名族は東晋朝の要職に就いている⁽⁵⁾。したがって就官の上でみられる南北士人の区別は、むしろ、中央士人と地方江南士人の教養・徳望・家柄などの伝統的文化水準の相違をあらわしたものというべきである。

ともあれ、東晋貴族制は、江南豪族社会に成長しつつあった中原文化と士大夫秩序を基礎として展開し、また高い文化教養と家格をもって社会的に優越した門閥貴族は支配階層として東晋政権の主体を構成していた。こうし

た社会的に優越する文化階層が政治的支配者であるという関係は南朝に入ると大きく崩れ、政治の実務から遠ざかった門閥貴族は文義の世界に逃避したといわれるが、東晋貴族制がそうであったように、南朝貴族制の特質、も、やはりその社会的基礎をなす江南豪族社会の実態を反映したものといわねばならない。ここに南朝の江南豪族研究の課題があることに留意しながら、以下、晋代につづく南朝代の豪族社会の成長過程を考察したい。

1

南朝貴族制を特徴づけるものとしては、門閥貴族の文弱化に対応する寒門・寒人の台頭と士庶区別の厳格化があげられる。

寒門・寒人は、貴族制社会で上流貴族と区別される寒素な士人・庶民のこと、これらの非貴族的政治身分は、晋代の貴族社会の身分階層化が顕著になるのにともなって確定したものである。南朝では江南豪族出身の南士や江南への移住が遅れた晩來の北士が寒門、庶民身分の恩俸などか寒人とされている。この寒門・寒人問題については、その最初の専論である宮川尚志の労作をはじめとして、数多くの研究が発表されている⁽⁶⁾が、それらは近作の内藤あゆみ氏の研究史的考察⁽⁷⁾にゆづるとして、問題となるのは南朝貴族制の中での位置づけである。

東晋時代、貴族によって掌握されていた州鎮・地方軍府は、南朝代には王族と寒門武人に独占され、しばしば反中央勢力の牙城となっている。このことは、宋に続く三王朝がそれぞれ淮陰軍鎮・雍州軍鎮・廣州軍鎮を基盤として成立していることにもあらわされている。東晋門閥政権に比べると、南朝政権はすぐれて寒門武人色の強い政権であり、それが、寒門武人の台頭に支えられていたことはたしかであり、南朝社会の主役は寒門・寒人層に移ったと考えてよい。川勝義雄氏も劉宋政権成立過程に見られる貴族の軍事支配権の喪失を、「やがて五世紀後半から次第に顕著になる経済力喪失の前奏曲」とのべ、非貴族である寒門武人の台頭が南朝貴族の没落を促進させた要因であるとらえられている⁽⁸⁾。実際に、宋の文帝が北伐計画を議したとき、寒門の武将沈慶之が徐湛之や江湛らの貴族に、国家の軍事は白面書生輩の閑知すべ

きことでない、と豪語したという話⁽⁹⁾や、齊の明帝が、寒士劉係宗を重用して、一劉係宗は読書するだけで役立たずの学者五百人に匹敵する、と言ったという話⁽¹⁰⁾は、貴族の政治軍事上の実力喪失を如実に物語るものである。しかしそれは、あくまで貴族の官僚としての機能にかかわるものであって、その社会的身分や権威の没落という問題とはつながらない。貴族の文弱化を貴族層の社会的没落と区別するなら、寒門・寒人の政治的・社会的台頭も、南朝貴族制社会の階層秩序をつきくずすような門閥貴族の対抗勢力として理解すべきではなかろう。

事実、政治的に台頭した寒門・寒人は貴族的階層秩序を認めて、むしろ最高貴族層に認知されようと考えている。『南史』卷23、王球伝に、宋の文帝の側近寒人徐爰の例がある。

時中書舍人徐爰、有寵於上。上嘗命（王）球及殷景仁、与之相知。球辭曰、士庶區別、國之章也。臣不敢奉詔。上改容、謝焉。

また、『南史』卷36、江駿伝にも、齊の武帝の寵臣紀僧真が名族荀昭光との通婚を求めたことを伝えて、

先是、中書舍人紀僧真幸於武帝、稍歷軍校、容表有士風。謂帝曰、臣小人、出自本縣武吏、邀逢聖時、階榮至此。為兒昏、得荀昭光女、即時無復所須。唯就陛下乞作士大夫。帝曰、由江駿・謝済。我不得措此意、可自詣之。僧真承旨詣數。登榻坐定、駿便命左右曰、移吾牀讓客。僧真喪氣而退、告武帝曰、士大夫故非天子所命。時人重駿風格、不為權倖降意。

とある。ここでは寒人徐爰、紀僧真が君寵を利用して士大夫の知己を得、その仲間入りをしようとはかり果たさなかつたというのであるが、貴族が寒人の要請に対して毅然たる態度をとったことを称賛されたことは、かえって皇帝側近の寒人の権勢に屈した貴族が少なくなかったとの反証とも見られる。

一方で上記2史料は、王球が「士庶區別は國の章なり」と言っていることや、紀僧真が「士大夫はもとより天子の命する所にあらず」と歎じたことに見られるように、南朝における士庶区別の厳格化を示すものである。⁽¹¹⁾ もっとも、越智重明氏はこの記事を「皇帝の士大夫支配強化の過程に生じたもの」とし、皇帝の力をもってしても士大夫の絶対性を左右できなかったとする考えを否定される⁽¹²⁾が、士大夫の皇帝に対する自立性、絶対性はともかく、南朝貴族制社会内部の身分階層差が一層細分化し、固定化したことは疑いない。『宋書』卷83、宗越伝にのせる次の記事は、そうした階層序列一士庶区分が全国的に行なわれたことを示す具体例である。

宗越、南陽葉人也。本河南人。晋乱徙南陽宛県。又土断属葉。本為南陽次門。安北將軍趙倫之鎮襄陽。襄陽多雜姓。倫之使長史范覲之条次氏族、弁其高卑。覲之

点越為役門。（中略）元嘉二十四年、啓太祖求復次門、移戶屬冠軍縣。許之。

南陽の次門であった宗氏が、雍州刺史趙倫之によって役門におとされたが、宋の太祖文帝に請うて次門に復帰した、とするものである。州刺史が任地において氏族の士庶を判定し、皇帝がその最終決定権に干与していることは、次門・役門といった社会的階層身分が、政治的秩序の基礎をなすものとして徹底して行なわれていたことを証するものである。この士庶身分制については、宮崎市定氏の門地二品と郷品三品以下の寒門士人との間に大きな断層があるという指摘⁽¹³⁾をうけて、越智重明氏は族門制の存在を提唱されている⁽¹⁴⁾。すなわち、族門制は九品官人法の運営の間に生じた身分制で、士人は甲族・次門に、庶民は後門・三五門に区分し、甲族は家格の面で郷品一・二品をえて、第五・第六品官で起家し、次門は郷品三・四・五品をえて、第七・第八・第九品官で起家し、後門は郷品六・七・八・九品をえて、流外官に起家し、三五門は庶民の役門であるとされ、寒門士人を次門層に比定されている。

南朝貴族制社会における士庶身分制を越智氏のいう族門の徹底化としてみると、そのような社会体制のなかでの寒門・寒人の政治的台頭は、社会的には甲族である最高貴族を否定するのではなく、後門の寒人は次門層へ、次門の寒士は甲族へと上層身分を志向したものと解せざるを得ないのである。上述の寒人徐爰や紀僧真の例がまさにそれであって、『宋書』卷94、恩倅伝序にも、

凡厥衣冠、莫非二品。自此以還、遂成卑庶。周漢之道、以智役愚、用成等級。魏晉以来、以貴役賤。士庶之科、較然有弁。

とあり、士庶の厳格な区別は、門地二品の甲族のみを「貴」とし政治的支配者とする傾向を助長したという。このような政治的実務から遊離し教養貴族化した門閥貴族がなお「貴」とされたのは、その背景に、貴族的教養と士大夫的徳望をもって秩序づけられる三国時代以来の江南豪族社会の風潮があったからにほかならない。

2

『宋書』卷2、武帝紀中、義熙七年二月条に、
晋自中興以来、治綱大弛、權門并兼、強弱相凌、百姓流離、不得保其産業。桓玄頗欲釐改、竟不能行。公既作輔、大示軌則、豪強肅然、遠近知禁。至是、会稽余姚虞亮、復藏匿亡名千余人、公誅亮、免会稽内史司馬休之。とあり、宋朝の建国者劉裕が地方豪族に対する規制を厳重にし、その結果、会稽余姚の豪族虞亮を戸口挾藏の罪により誅殺し、それを黙認していた会稽内史を免官したこと 등을伝えているが、ここには少くとも二つの問題が含まれていると思われる。一つは南朝政権成立にともなう

江南社会の変化であり、いま一つは虞氏のような代表的江南姓族の在り方である。

東晋代の江南社会で、權門豪強による土地兼併、戸口挾藏が盛行し、小農民を圧迫していたことは一般的な現象であるが、会稽余姚の虞氏は東晋初期にも戸口挾藏の罪に問われたことがある。余姚令としてことに当った山遐について次のような記事がある。

時江左初基、法禁寛弛。豪族多挾藏戸口、以為私附。
(山)遐繩以峻法、到県八旬、出口万余。県人虞喜以藏戸当棄市。遐欲繩喜。諸豪強莫不切歎於遐、言於執事、以喜有高節、不宜屈辱。又以遐輒造県舍、遂陷其罪。遐与会稽内史何充牋、乞留百日、窮翦遁逃、退而就罪、無恨也。充申理、不能得。竟坐免官。(『晋書』卷43、山遐伝)

山遐は、かの西晋の名士山涛の孫。東陽太守のときも、「為政嚴猛」をもって聞えたといわれるよう、東晋貴族が、「私財蓄積あるいは政治的逃避だけを目的としていた南朝貴族」⁽¹⁵⁾とはちがって、地方政治にも熱意を示していたことを物語る記録の一つであるが、ここでは、戸口挾藏の罪をもって余姚の豪族虞喜をとらえようとした山遐が、諸豪強の運動によって免官されている。会稽余姚の虞氏は、後漢から呉代、東晋、南朝を通じて著名な姓族として知られ、余姚のみならず会稽郡の四姓に数えられる代表的江南豪族であったから、その地縁的血縁的勢力は、優に県令山遐の地位を左右するに足るものがあった⁽¹⁷⁾と思われる。前掲の義熙七年の記事は、そのような社会的実力を有する余姚豪族虞亮の誅殺であり、余姚豪族の専横を制肘し得なかった会稽内史への処断である。来たるべき南朝皇帝権力の地方豪族に対する支配力の飛躍的な強化といわざるを得ない。

劉裕は、義熙九年(413)土断を実行して侨州郡県を併省し、白籍を廃止して南人北人の区別を撤廃した⁽¹⁷⁾から、戸籍の整齊による編戸の把握は著しく増加した。大明八年(465)の宋朝の戸九十万六千、口四百六十八万五千を東晋の戸五十数万と比べる⁽¹⁸⁾と、ほぼ倍近い増加であるから、宋朝の地方豪族支配の強化と編戸把握の進展を認めないわけにはいかない。

しかるに、宋の明帝代の会稽地方について、『宋書』卷57、蔡興宗伝に、

会稽多豪右、不遵王憲。又幸臣近習、參半宮省、封略山湖、妨民害治。

とあり、『梁書』卷53、沈瑀伝にも、梁の武帝代のこととして、

県大姓虞氏千余家、請謁如市、前後令長莫能絶。(中略)県南又有豪族数百家、子弟縱橫、遞相庇蔭、厚自封植。百姓甚患之。

とあるように、南朝においても、郷村の末端にまでは皇

帝権力が貫徹せず、依然として富強な豪族の勢力が障害をなしていたことが知られる。一般にこの時代の在地豪族は、大土地所有者として財富であるばかりでなく、自衛のために多数の部曲・門生・故義・賓客などを擁する軍事勢力であり、有事の際には数千・数万の宗族郷党を動員する実力を有したから、南朝政府の地方支配は、実質的にはこれら地方豪族の軍事力に負わざるを得なかつた。『宋書』卷87、殷琰伝に、宋の明帝の泰始元年(465)、二年におこった晋安王子勣の乱に、明帝側にくみしようとした予州刺史殷琰が叛乱にくみせざるを得なかつた事情を、

会晋安王子勣反、……琰家累在京邑、意欲奉順。而土人前右軍參軍杜叔宝……等、勣琰同逆。琰素無部曲、門義不過數人、無以自立、受制於叔宝等。……叔寶者杜坦之子、既土豪郷望。内外諸軍事、並專之。

とあり、無力な刺史の向背が、予州寿陽で「土豪郷望」といわれた大豪族杜叔宝の有力な軍事力によって決定されていたことを伝えている。安田氏も指摘するように、晋安王子勣の乱が全国的規模に拡大したのは、反乱側・明帝側双方に広範な豪族勢力が参加したからであって、在地豪族は強い政治的願望をもって台頭し、しかも時の政治情勢を左右するほどの大きな力を発揮しているのである⁽¹⁹⁾。

このような在地の豪族勢力を、国家の地方支配機構にとり入れたのが、南朝における地方官の本籍地任用である⁽²⁰⁾。しかし、つとに漢代に、相当厳重な地方官の本籍地廻避制度が行なわれ、隋代にさらに拡充されていること⁽²¹⁾からも知られるように、在地勢力を本籍の州郡県の長官に任用することは、かえって豪族勢力の富強を促し、国家の支配力の衰微を招く等の弊害を生ずることは否めない。会稽山陰の孔氏は、孔靖が義熙八年会稽内史になったあと、子の孔山士、孔靈符が相ついで本籍地会稽の太守となっているが、『宋書』卷54、孔靈符伝に、

靈符自丹陽出為会稽太守、尋加予章王子尚撫軍長史。靈符家本豊、産業甚廣。又於永興立墅、周回三十三里、水陸地二百六十五頃、舍帶二山。又有果園九處。為有司所糾、詔原之。而靈符答對不實、坐以免官。後復旧官。又為尋陽王子房右軍長史、太守如故。

とあり、「産業甚廣」とされる山陰県の田業や水陸地二百六十余頃に上る永興県の別墅は、明らかに本籍地長官としての職権によって拡大されたものである。しかも宋朝はそのような孔氏の不法が糾弾されても、不間に付し、「答對不實」の理由で一旦は免官したが、またもとの会稽太守に復帰させているのである。会稽における孔氏の田園経営の盛行を考えると、会稽太守のまえの丹陽尹時代に、孔靈符が、会稽山陰県の土境褊狭を理由に、山陰県の貧民を余姚・鄞・鄧三県に徙して湖田開発を行なわ

せたのも、反対論の太宰江夏王義恭が、民田不足は豪族富室の大土地経営によると指摘する(『宋書』卷54、同伝)ように、孔氏らの官憲を利用した営利活動であったと見るべきであろう。

3

ところで、南朝代でも地方豪族として富強な宗族勢力を誇っていたこれら会稽山陰の孔氏や余姚県の虞氏は、単なる武人的土豪ではない。三国時代以来・会稽士大夫社会の頂点にあった著名な姓族である。余姚県の虞氏は、吳王朝代に鄭玄・馬融・宋忠と比べられた虞翻や晋代の虞喜・虞預などを輩出し、代々文儒として有名な家柄である。ことに虞喜は前述の山遐伝に「高節あるをもってよろしく屈辱すべからず」とあるように、經伝・讖緯に通じ、学徳をもってしばしば博士に徵されたが就官せず、守道清貞な高節の徵士として名高い(『晋書』卷91)。南朝でも、宋代明帝に信任された儒学者虞愿は「五經論問」「会稽記」を著し(『南齊書』卷53)、梁代、士林館学士を経て西省に參權し、吳郡の顧協と共に「清白」と称された虞荔や、東山居士の名をもって知られた虞寄も好学篤行の士として有名であるが、隋唐代の名士虞世基・虞世南が虞荔の子である(『陳書』卷19)ことを思えば、虞氏の文儒的伝統は南朝以降に継承されていることが知られよう。山陰の孔氏も東晋代に詩書礼易孝經論語に通じた孔沖(『晋書』卷88 許孜伝)をはじめ、孔安国・孔汪など(『晋書』卷78)を出した儒学に造詣の深い一門であり、南朝でも、五經博士に任せられて盛名のあった孔儉・孔子雲らの儒学者が出ている。

文人士大夫的教養や徳望をもって州里に著名な姓族が、姓族としての名望を保持しながら、土着豪族としての富強をはかり、族的勢力を発展させていたことは、南朝代の会稽郡に限られた現象ではない。江南豪族社会の先進地である吳郡の姓族の場合も、同じような在地豪族的性格の保持と勢力の発展が看取される。吳郡の四姓顧・陸・朱・張のなかでも、とくに文雅な士人を多数輩出したのは張氏である⁽²²⁾。なかでも齊代の張緒は、時の吏部尚書袁粲に「正始の遺風あり」とされ、僕射王儉にも「東晋以後の北士中に張緒に匹敵するものがなく、陳仲弓・黃叔度でもどうであろうか」と激賞されたほどの貴族の教養の持ち主であった。『南史』卷31、張緒伝には

(張)緒吐納風流、聴者皆忘飢疲、見者肅然如在宗廟。雖終日与居、莫能測焉。……(張)緒口不言利、有財輒散之。清談端坐、或竟日無食。門生見緒飢、為之弁餐。然未嘗求也。

と、袁粲・王儉ら北來の最高貴族すら驚嘆を惜しまなかつた張緒の風流・清簡・寡欲を伝えている。齊の武帝も、朝見のたびに、王儉に「張緒は位を以て我を尊ぶも、我

は徳を以て張緒を尊ぶ」と、天子でも張緒の徳に及ばないことを述懐したという。南朝貴族の典型ともいべき張緒の官歴は文官に終始し、江南の武人豪族的性格は全く見られないが、それでも『南史』卷31の本伝に、齊の太祖が張緒を右僕射に任じようとしたとき、王儉がその任命に反対した理由に、南士でこの職に居るものが少ないということのほかに、

先是(張)緒諸子皆輕俠。中子充少時又不護細行。(王)儉又以為言，乃止。

とあり、張緒の家族が、貴族的教養に欠ける豪族的性格のあったことを挙げている。文人化の傾向の強い吳郡張氏がなお在地豪族的勢力を張り、武人的性格を存していたことを示すものとして、『南齊書』卷24、張瓌伝に次のような記事が見える。

(宋)昇明元年、劉秉有異図。弟遐為吳郡、潛相影響。因沈攸之事難、聚衆三千人、治攻具。(齊)太祖密遣殿中將軍卞白竜、令(張)瓌取遐。諸張世々有豪氣。瓌宅中、常有父時旧部曲数百。遐召瓌、瓌偽受旨、與叔恕領兵十八人入郡、與防郡隊主彊弩將軍郭羅雲進中斎取遐。遐踰窓而走、瓌部曲顧憲子手斬之。郡内莫敢動者。獻捷、太祖以告領軍張沖。沖曰、瓌以百口一擲、出手得盧矣。即授輔國將軍・吳郡太守、封瓌義成侯・邑千戸。

これは、宋末の昇明元年(477)、荊州刺史沈攸之の乱に呼応する吳郡太守劉遐を、時の実力者蕭道成が吳郡の豪族張瓌の軍事力をを利用して鎮圧した記事である。張瓌の父張永は、隸書を得意とする文章家・音律家として聞こえたが、文吏よりは将帥むきであったらしい。吳郡太守から使持節都督南兗兗徐青冀五州諸軍事征北將軍南兗州刺史に遷ったとき、郡太守に優遊するのを不満に思っていた張永は、65才の高令でありながら、大喜びで即日建康に上ったという(『宋書』卷53、張永伝)。上の記事にみえる「父の時の旧部曲数百有り」は、そうした張永の武人豪族的性格をあらわすものであるが、これは単に張永一家の特殊性ではなく、「諸張、世々豪氣有り」とあるように吳郡の全ての張氏に共通する性格と見られる。この事件は、張瓌がたまたま父の衷に服するために帰郷していた折におきたものであるが、吳郡張氏の実力は三千の兵を擁する吳郡太守の軍事力を抑えて動搖させなかつたほどであり、張氏にそのような在地豪族的支配力があればこそ、蕭道成も謀反事件後の吳郡の治安回復のために、張瓌を太守に任命したのである。ちなみに、張瓌の祖父張茂度、父張永の他、張充・張岱・張緒などの諸張が吳郡太守に任せられており、張氏の本籍地における在地豪族的勢力は大きいといわざるを得ない。

以上の会稽の虞氏、孔氏、吳郡の張氏の考察によれば、三国時代以降、江南豪族社会の上層にあり、江南士林の

頂点を占めていた江南出身の姓族は、東晋にひきつづき南朝でも姓族として士大夫的教養と望を持ち続けながら、他面では在地豪族としての経済的軍事的能力を発展させ、本籍地に強い支配力を維持していたと考えられる。梁の蕭子顥が「文は以て衆を附し、武は以て威を立つ⁽²³⁾」というように、貴族的文化教養をもって士名を高めることも、財力と武幹をもって勢威を張ることも、ともに郷村に基礎を置く江南豪族が南朝社会に生きのびるための不可欠の条件であったのである。

4

このように、伝統的な江南の姓族が南朝においても有力であったことは、文弱化した門閥貴族を政治的支配者層として士庶区別を厳格化させた南朝貴族制を支えるものであるが、それでは、南朝成立とともに広範な寒門武人層や庶族の寒人の台頭は、江南豪族社会のいかなる変化を反映したものというべきであろうか。

私はさきに、晋代の士人の出身地域の分布を調査して、『晋書』に立伝される士人のうちから、江南の荆・揚・交・広四州に本貫と本拠を置く江南士人を検出し、その圧倒的多数を占めるのが揚州であり、とくに廬江・丹揚・吳郡・吳興・会稽五郡の豪族社会の成長が顕著であることを推定した⁽²⁴⁾が、晋代のそれらの傾向と南朝代のそれを比較することによって、南朝の江南豪族社会の新しい変化の手がかりを得たいと考える。

第1表

州名	晋	南朝	州名	晋	南朝
司州	58	60	益州	4	3
兗州	51	53	寧州	0	0
予州	111	98	青州	16	1
冀州	26	32	徐州	63	203
幽州	17	10	荊州	45	72
平州	2	0	揚州	103	231
并州	40	17	交州	0	1
雍州	15	36	広州	1	2
涼州	18	2	その他	26	8
秦州	8	8	不詳		
梁州	7	9	計	611	846

第1表は、『南史』の立伝者を『晋書』地理志所載の19州を基準として出身州別に分類し、晋代のそれと比較したものである。地域区分を19州とし、惠帝代に設置された江州や懷帝代の湘州を加えなかったのは、西晋貴族制成立期の武帝時代を基準としたい為であるが、東晋以後は侨州・侨郡の設置によって行政区劃が複雑化し、統一基準が立てられないこともある。ちなみに、三国の吳

王朝と比べると、南朝の陳王朝は疆域がやや狭少であるにもかかわらず、州数で15倍、郡数で4倍、県数では2倍になっている⁽²⁵⁾ことからも推察されるところである。また『南史』に典拵したのは、『宋書』『南齊書』『梁書』『陳書』が江南王朝とかかわりのある複数の編者であるのに対して、『南史』が唐の李延寿一人の手になり、しかもその列伝が南朝を通じて同一家系ごとに編集され、宗族の関係を考察するのに有利であるからである。なお上記立伝者数を士人数とよぶのは広義の官職に在ったものの意で、なかには「孝義伝」に立伝されて未就官の非士人を含んでいるので、厳密な意味での南朝士人の分布と見做すべきではない。

そのような前提のもとに第1表をみると、西晋士大夫の淵源であった汝南・颍川を含む予州士人が南朝代に漸減しているのに対し、徐州・揚州士人が2~3倍強の200余名になっているのが注目される。

徐州士人の激増は、徐州が東晋の最高貴族王氏の本貫琅邪を含み、王氏の家系だけで全徐州士人數の3分の1をこえているので、南朝貴族のうち王氏ら淮流を主とする侨寓士人の増加によるものとみられるが、また彭城の劉氏、東海蘭陵の蕭氏など、宋および齊・梁の宗室の本貫地域の士人が85名にのぼっているから、東晋以来の侨寓貴族に加えて、南朝政権と関連して台頭した徐州士人の増加を反映したものとされよう。

江南4州のうち、揚州士人が圧倒的多数を占めているのは、三国以降の江南社会の開発が三吳を中心として進行し、南朝においても同地域の豪族社会の成長とかれらの政治的活躍がひきつづいて盛んであったことを示している。『資治通鑑』卷128、宋の孝武帝の孝建元年(454)六月の条に

初、晋氏南遷、以揚州為京畿。穀帛所資皆出焉。
とあるように、揚州は東晋南朝を通じて建康政府のよって立つ所であり、政治的経済的基礎地域としての特殊性が揚州豪族社会の顕著な成長の背景である。同時に、京畿としての揚州の役割と関連して、その成長は揚州のなかでも、首都圈を構成するいわゆる三吳地方に限られ揚州全域にわたるものではない。

第2表は、『晋書』地理志所載の揚州18郡について、揚州士人の郡別分布をみたものであるが、先進開発地域である三吳地方の丹陽郡・吳郡・吳興郡・会稽郡の士人數は、揚州全境の79%に相当する182名を数えることができ、南朝代の三吳地方の比重が極端に大きくなつたことが看取される。(以下、巻末の附表参照)

首都建康の位置する丹陽郡は、もともと在地豪族勢力の微弱なところで、晋代でも单寒者が多かったが、南朝でも丹陽士人がすべて「孝義伝」「隱逸伝」「恩俸伝」に立伝されるものに限られているように、有力な在地豪

第2表

	晋	南朝		晋	南朝
丹陽郡	10	8	臨海郡	1	3
宣城郡	0	0	建安郡	0	0
淮南郡	1	2	晋安郡	0	1
廬江郡	21 (12)	(15)	豫章郡	4	7
毗陵郡	2	8	臨川郡	0	4
吳郡	18	66	鄱陽郡	1	0
吳興郡	10	67	廬陵郡	0	1
会稽郡	22	41	南康郡	0	0
東陽郡	1	6			
新安郡	0	2	計	103	231

() の数字は北土数

族勢力の発展は見られない。

晋代にひきつづき、伝統的な姓族の活躍が著しいのは吳郡・会稽郡である。吳郡では、顧・陸・張3姓族に属するものは、全吳郡士人66名中、48名の多くを占め、また会稽でも41名中の過半数が孔氏・賀氏・虞氏ら姓族によって占められている。前節で考察したように、文人士大夫化したこれらの姓族は、その教養や徳望をもって僕貴族に比肩し、南朝貴族制を支える役割を果たした面も重要であるが、在地性に立脚した豪族としての機能を強力に維持していたところに、姓族の著しい社会的発展があったのである。梁・陳代の顧野王のような篤学の士ですら、『陳書』卷30、顧野王伝に

及侯景之乱、野王丁父憂、帰本郡。乃召募鄉党数百人、隨義軍援京邑。野王体素清羸、裁長六尺。又居喪過毀、殆不勝衣。及杖戈被甲、陳君臣之義・逆順之理、抗辭作色。見者莫不壯之。

と、侯景の乱に際して、瘦軀に鞭って義軍をおこしたと伝えている。梁末の侯景の乱後の六朝貴族制の没落期⁽²⁶⁾に、貴族化した江南姓族が門閥貴族と命運を共にしないで、なお逞しく活躍し得たのは、顧野王にみたような在地豪族的性格を保持していたからである。

江南姓族の優勢な吳郡・会稽郡に比べて、新興士人の台頭がきわだっているのは吳興郡である。しかも、吳興士人67名中、その半数近くが沈氏一姓によって占められている。このことは、揚州士人の激増と三吳士人の比重の増大という南朝代の江南士人の傾向を端的に代表しているのが吳興郡であり、南朝における江南豪族社会の新しい変化を象徴するものが吳興郡の豪族沈氏であることを意味するものであるが、吳興の沈氏の豪族的性格やその歴史的役割については稿を改めてとりあげることしたい。

注

(1) 桑原隠蔵氏「歴史上より観たる南北支部」(『桑原隠蔵全

集』第1巻所収)・「歴史上より観たる南支部の開発」(同上全集第2巻所収)参照。

- (2) 拙稿「孫吳政権と士大夫」(立正大学『文学部論叢』33)「三国時代の江南豪族について」(立正大学人文科学研究所年報9)・「晋代の江南豪族について」(立正大学『文学部論叢』45) 参照。
- (3) 『晋書』卷36、張華伝。
- (4) 南人の範囲について、『晋書』卷53 袁甫伝に「甫曰、寿陽己東皆是吳人。……寿陽己西皆是中国」とあり、北人=中国人、南人=吳人とし、その境界の寿春としている。守屋美都雄氏「南人と北人」(東亜論叢6) 参照。
- (5) 矢野主税氏「東晋初頭政権の性格の一考察」(長崎大学社会科学論叢14)・「東晋におおける南北人対立問題」(東洋史研究26-3) 参照。
- (6) 宮川尚志氏「魏晋及び南朝の寒門・寒人」(『六朝史研究』政治社会篇所収)宮崎市定氏『九品官人法の研究』第二篇第三章、唐長孺氏「南朝寒人的興起」(『魏晋南北朝史論叢編』)をはじめ、南朝の政治社会史に関する研究を取り上げられている。
- (7) 内藤あゆち氏「南朝の寒門・寒人問題について—その研究的考察」(名古屋大学東洋史研究報告4) 参照。
- (8) 川勝義雄氏「劉宋政権の成立と寒門武人—貴族制との関連において」(東方学報京都36冊)。
- (9) 『宋書』卷77、沈慶之伝。
- (10) 『南齊書』卷56、劉係宗伝。
- (11) 近作に、中村圭爾氏『士庶区別』小論—南朝貴族制への一視点』(史学雑誌88-2)があり、とくに士庶区別の社会的侧面について論及している。
- (12) 越智重明氏「宋齊時代における皇帝と士大夫」(東方古代研究10) 参照。
- (13) 前掲『九品官人法の研究』233頁～260頁。
- (14) 越智重明氏「東晋南朝の族門制について」(古代学18-1)及び「梁の天監の改革と次門層」(広島史学研究97) 参照。
- (15) 『梁書』卷15、謝朏伝に「(謝朏)固求外出。仍為征虜將軍・吳興太守、受召便述職。時(齊)明帝謀入嗣位。朝之旧臣、皆引參謀策。朏内因止足、且実避事。弟渝時為吏部尚書。朏至郡、致渝數斛酒、遺書曰、可力飲此、勿豫人事。朏居郡每不治、而常務聚飲。衆頗譏之、亦不屑也」と、陳郡陽夏出身の僕寓貴族が現実より逃避し聚飲に専念していた事例を記している。
- (16) 『晋書』卷82、虞預伝に「余姚風俗、各有朋党。宗人共薦為具功曹、欲使沙汰穢濁。」とあり、余姚ではとくに宗族の結合関係が強かったようであり、同書卷76、虞潭伝には、虞氏は宗族や地縁勢力を招合して数万よりなる義軍をおこしたという。
- (17) 土断については、越智重明氏「劉裕政権と義熙土断」(重松先生古稀記念九州大学『東洋史論叢』)があり、白籍廃止については増村宏氏「黄白籍の研究」(東洋史研究2-4)がある。
- (18) 東晋の戸口は明らかでないが、『晋書』卷99、桓溫伝に「戸口凋寡、不当漢之一郡」とあるのによると、52万前後と推定される。この数字は、吳王朝滅亡時の吳の戸数とはほぼ一致する。宋代のものは、『宋書』卷35、州郡志による。
- (19) 安田二郎氏「晋安王子勛の叛乱について—南朝門閥貴族体制と豪族土豪」(東洋史研究25-4) 参照。

- (20) 越智重明氏「南朝における地方官の本籍地任用について」(愛媛大学歴史学紀要1) 参照。
- (21) 浜口重国氏「漢代に於ける地方官の任用と本籍地との関係」・「所謂隋の郷官廢止に就いて」(共に『秦漢隋唐史の研究』下巻所収) 参照。
- (22) 矢野主税氏「張氏研究稿」(長崎大学学芸学部社会科学論叢5) 参照。
- (23) 『南齊書』卷24, 史臣日条。
- (24) 前掲「晋代の江南豪族について」
- (25) 巖耕望『中国地方行政制度史』上編, 「魏晋南北朝地方行政制度」上冊(中央研究院歴史語言研究所專刊之四十五) 15頁。
- (26) 川勝義雄氏「南朝貴族制の没落に関する一考察」(東洋史研究20-4)・「侯景の乱と南朝の貨幣経済」(東方學報32冊) 参照。

附表 南朝代丹陽郡・吳郡・吳興郡・会稽郡出身士人表

丹陽	秣陵県	紀少瑜	南72文	陶季直	南74孝	陶子鑑	南74孝
		陶弘景	南76隱				
			梁51				
	建康県	紀僧真	南77恩	周石珍	南77恩	張悌	南74孝
			齊56				
		劉係宗	南77恩				
			齊56				
吳郡	吳縣	陸澄	南48	陸慧曉	南48	陸襄	南48
			齊39			齊30	
		陸厥	南48	陸絳	南48	陸閑	南48
			齊52			齊52	
		陸杲	南48	陸倕	南48	陸雲公	南48
			梁26			梁50	
		陸罩	南48	陸續	南48	陸瓊	南48
			梁26			陳30	
		陸從典	南48	陸琰	南48	陸瑜	南48
			陳30			陳34	
		陸玠	南48	陸琛	南48	陸子隆	南67
			陳34			陳22	
		陸山才	南68	陸詡	南71儒	陸慶	南71儒
			陳18				
		陸駿	南77恩	顧琛	南35	顧覲之	南35
					宋81		
		顧憲之	南35	顧協	南62	顧野王	南69
			梁52			陳30	
		顧昌衍	南73孝	張裕	南31	張永	南31
					宋53		
		張瓌	南31	張岱	南31	張緒	南31
			齊24			齊32	
		張充	南31	張率	南31	張稷	南31
			梁21			梁33	
		張嶸	南31	張種	南31	張盾	南31
			梁43				
		張完	南31	張邵	南32	張暢	南32
			齊33			宋46	
		張敷	南32	張融	南32	張沖	南32
			宋62			齊41	
		張寶積	南32	張昭	南74孝	張乾	南74孝
					陳32		
		孫暘	南67	皇侃	南71儒	陳遺	南73孝
			陳25				
		徐麟	南77恩				
錢塘県		范述曾	南70循	范叔孫	南73孝	范元琰	南76隱
			梁53			梁51	
		杜稜	南67	杜之偉	南72文	杜京產	南75隱
			陳12			齊54	
		杜栖	南75隱	褚白玉	南75隱	褚脩	南74孝
			齊55			梁47	
		朱异	南62	全緩	南71儒		
			梁38			陳33	
吳興	武康県	顧越	南71儒	顧欽	南75隱	戚袞	南71儒
			陳33			陳33	
		沈懷文	南34	沈曇慶	南34	沈沖	南34
			宋84			齊34	
		沈演之	南36	沈勃	南36	沈憲	南36
			宋63			齊53	

"	沈浚	南36 梁43	沈顥	南36 梁51	沈攸之	南37 宋74	
"	沈慶之	南37 宋77	沈文秀	南37 宋88	沈文季	南37 齊44	
"	沈昭略	南37 齊44	沈僧昭	南37	沈約	南57 梁13	
"	沈旋	南57 梁13	沈衆	南57 陳18	沈恪	南67 陳12	
"	沈君理	南68 陳23	沈炯	南69 陳19	沈瑀	南70循 梁53	
"	沈峻	南71儒 梁43	沈文阿	南71儒 陳33	沈洙	南71儒 陳33	
"	沈德威	南71儒 陳33	沈不害	南71儒 陳33	沈昇之	南73孝	
"	沈崇儂	南74孝 梁47	沈道虔	南75隱 宋93	沈麟士	南76 齊54	
"	沈客卿	南77恩 陳31	章昭達	南66 陳11	章華	南69 陳30	
"	姚察	南69 陳27	茹法亮	南77恩 齊56			
鳥程県	太史叔明	南71儒 梁48	丘靈鞠	南72文 齊52	丘遲	南72 梁49	
"	丘仲孚	南72 梁53	吳遠	南73孝 宋91	潘綜	南73 宋91	
"	丘傑	南73	丘冠先	南73			
長城県	錢道戢	南67 陳22	錢延慶	南73 宋91			
余杭県	卜天興	南73孝 宋91	卜天生	南73孝 宋91			
故彰県	吳均	南72文 梁49	王天殊	南73孝 齊55			
臨安県	駱文牙	南67 陳22	吳喜	南40 宋83			
"	胡頴	南67 陳12	孫法宗	南73孝 宋91	朱文濟	南73孝	
"	梅蟲兒	南77恩					
(義興)陽羨県	周文育	南66 陳8	周宝安	南66 陳8			
臨津県	蔣恭	南73 宋91					
國山県	陳慶之	南61 梁32	陳昕	南61 梁32	陳暄	南61	
義鄉県	周山圖	南46 齊29					
"	吳國夫	南73孝 宋91	許昭先	南73孝 宋91	陳玄子	南73孝 齊55	
"	吳達之	南73孝 齊55	蔡曇智	南73孝			
會稽	山陰県	孔靖	南27 宋54	孔靈符	南27 宋54	孔深之	南27 宋54
"	孔琳之	南27 宋56	孔顥	南27 宋84	孔琇之	南27 齊53	
"	孔奂	南27 陳11	孔邊	南49 齊34	孔珪	南49 齊48	
"	孔休源	南60 梁36	孔僕	南71儒 梁48	孔子祫	南71儒 梁48	
"	孔廣	南72文 齊34	孔迨	南72文	孔道微	南75隱	
"	孔範	南77恩 賀陽	賀陽	南62 梁48	賀革	南62 梁48	
"	賀琛	南62 梁38	賀德基	南71儒 陳33	王琳	南64	
"	韓子高	南68 陳10	謝岐	南68 陳16	朱百年	南75隱 宋93	
"	嚴世期	南73孝 宋91	戴法興	南77恩 宋94	茹法珍	南77恩	
余姚県	虞玩之	南47 齊34	虞悰	南47 齊37	虞愿	南70循 齊53	
"	虞荔	南69 陳19	虞寄	南69 陳19	虞通之	南72	
永興県	孫處	南17 宋49	戴僧靜	南49 齊30	郭原平	南73 宋91	
"	郭世通	南73 宋91					
諸暨県	賈恩	南73孝 宋94	阮佃夫	南77恩 宋94			
剡県	韓靈敏	南73孝 齊55	公孫僧遠	南73孝 齊55			

(表注) 出典の南は『南史』、宋・齊・梁・陳はそれぞれ『宋書』『南齊書』『梁書』『陳書』の略。
(本稿は文部省科学研究費による「江浙閩粵の地域史的研究」の研究成果の一部である。)